

新しい農法で、

このまちを未来へ

さわやかな秋風に頭を垂れる稲穂が吹かれ一面が金色に揺れる。このどかな田園風景は、ここに住む人々が、田を守り、まちを守ってきた証です。市内には、こういった風景が数多く存在します。今回はそのうちの一つ、福吉地区にスポットを当て、むらを守り育ててきた、その力の源を探ります。

営農組合ができるまで

割に合わなかった農業

福吉地区は、加東市の南西部に位置し、地区内の農家戸数は現在三十一戸。全農家が兼業農家であり、基幹作物である水稲を栽培しています。福吉地区営農組合（以降「組合」）ができる以前、福吉地区でも各家庭で大型農機具を所有し、それぞれの家で、水稲を栽培していました。各家庭で農業用機械を保有していると、使いたいときに使用できるというメリットはあるものの、機械を置くための大きな倉庫や、多額の購入費・維持管理費が必要であり、個人で所有するには大変な負担がありました。

また、当時は稲作にかかる全ての作業を各家庭ごとに行っていたため、個人個人にかかる労力もまた、大きなものでした。加えて、地区の中に休耕田が増えていくのを、何とかしたいという思いもあつたそうです。

豆が転機に

そんな中、昭和六十二年に「地域農業組織化総合指導事業モデル集落」の指定を受け、転作していた大豆の共同栽培に取り組んだところ、労働時間が従来半分以上に短縮、収穫量も格段に増加しました。地区ではこの成果を水稲に生かそうという気運が高まりました。

営農組合の設立

その気運と国の施策がかみ合い、昭和六十三年、組合が設立されました。地区内の全農家が参加して発足するという、当時では画期的な組合でした。組合が目指したものは、「全農家が農家として損をしない農業」でした。この時から、生産性の高い集落営農の確立と、活力あふれる村づくりを進めるために組合での農業が始まりました。

個人から集団へ

共同所有と交代作業

組合はまず、三年間で個人所有の農機具を処分する計画を立てました。しかし組合員のほとんどが、農機具をすぐに処分した方が有利と判断したため、一年間で九割の農機具が処分されました。同時に、組合で共同利用できる農機具を購入し、組合員が協力しながら、交代で作業に当たるようになりました。

農林水産大臣表彰の受賞

現在では、誰が・いつ・どの作業を行うかが決められ（上の出役表参照）、これによって「毎日の仕事をしながら、休日に重労働の農業に従事しなければならぬ」ということが減りました。また、この方法で農業に従事すると組合員には日当が支払われ、「重労働の割には、収入が少なく」といった昔の農業から大きく変化しました。こうした組合の取り組みが認められ、平成二年には水田農業確立優秀集団として、農林水産大臣賞を受賞されています。



「損をしない農業を」

平成19年10月営農組合出役予定表 刈り取り順序 3→8.1

作業内容		ヒノヒカリの刈取					山田錦の刈				
		貝原カントリーへ搬入									
No	組合員名	日	曜日	7	8	9	10	11	12	13	14
1	A									○	コ
2	B										
3	C										
4	D										実演
5	E										
6	F										○
7	G										車
8	H										
9	I										○

注: 秋祭り、稲刈りは朝8時より

営農組合出役予定表

